

[事案 2020-39] 契約解除取消等請求

・令和2年12月23日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、契約解除の取消しと入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年4月に糖尿病等で入院したため、平成30年11月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として、契約が解除され、給付金は不支払いとなった。しかし、告知義務違反はしておらず、過去の入院時には給付金が支払われたため、契約解除を取消し、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)両膝半月板損傷、右側肩腱板断裂および頸椎症性脊髄症による入院・手術についての不告知と、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、アレルギー性じんま疹、2型糖尿病、脂質異常症、肝機能障害および真性赤血球増加症による継続的通院と COPD および 2 型糖尿病の入院についての不告知が、告知義務違反に該当する。
- (2)解除原因となった疾病と入院原因の疾病（いずれの疾病とも 2 型糖尿病）との間に因果関係が認められるため、給付金を支払うことはできない。
- (3)過去の入院時に支払った給付金は、責任開始期前を含めて初めて罹患した疾病ではないことが判明したため返金を求める。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、保険会社を介して申立人の入院先の病院に照会を行ない、判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反が認められるため、契約解除の取消しおよび給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。